

資料

平成31年2月28日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

- | | | | |
|--------|--|-------|------|
| 議案第 1号 | 美瑛町職員定数条例の一部改正について | ----- | 1～2 |
| 議案第 2号 | 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | --- | 3～4 |
| 議案第 3号 | 美瑛町白金観光拠点施設条例の一部改正について | ----- | 5～8 |
| 議案第 4号 | 美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正について | ----- | 9～10 |

○専決処分

- | | | | |
|--------|--------------------------------------|-------|-------|
| 議案第 6号 | 専決処分について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について） | ----- | 11～12 |
|--------|--------------------------------------|-------|-------|

美瑛町職員定数条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町国民健康保険税条例（以下「国保税条例」という。）の廃止に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正の概要

大雪地区広域連合開始以前に国保税条例により賦課徴収してきた国民健康保険税の整理完納に伴い、美瑛町国民健康保険特別会計の閉鎖及び国保税条例の廃止により、本条例で定めている美瑛町国民健康保険特別会計に属する職員の号を削り、次号以降を繰り上げて整備するもの。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

○美瑛町職員定数条例 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (職員の数)</p> <p>第2条 町長の事務部局の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般会計に属する職員 140人</p> <hr/> <p>(2) 美瑛町立病院事業会計に属する職員 85人</p> <p>(3) 美瑛町白金泉源事業特別会計に属する職員 1人</p> <p>(4) 美瑛町水道事業会計に属する職員 6人</p> <p>(5) 美瑛町公共下水道事業特別会計に属する職員 5人</p> <p>(6) 美瑛町水力発電事業特別会計に属する職員 1人</p> <p>2～6 【略】</p> <p>第3条及び第4条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (職員の数)</p> <p>第2条 町長の事務部局の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般会計に属する職員 140人</p> <p>(2) 美瑛町国民健康保険特別会計に属する職員 1人</p> <hr/> <p>(3) 美瑛町立病院事業会計に属する職員 85人</p> <p>(4) 美瑛町白金泉源事業特別会計に属する職員 1人</p> <p>(5) 美瑛町水道事業会計に属する職員 6人</p> <p>(6) 美瑛町公共下水道事業特別会計に属する職員 5人</p> <p>(7) 美瑛町水力発電事業特別会計に属する職員 1人</p> <p>2～6 【略】</p> <p>第3条及び第4条 【略】</p>

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）の施行より、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成31年4月から専門職大学が制度化されることとなったことから、条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員の資格要件のうち、第5号の学校教育法の規定による大学について、同号に規定する学科等を卒業した者の他に「専門職大学の前期課程修了者」についても対象とする規定を加えるもの。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第9条 【略】 (職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) 【略】</p> <p>4及び5 【略】</p> <p>第11条～第22条 【略】</p>	<p>第1条～第9条 【略】 (職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <hr/> <p>(6)～(10) 【略】</p> <p>4及び5 【略】</p> <p>第11条～第22条 【略】</p>

美瑛町白金観光拠点施設条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

十勝岳の活動に由来する地域資源である「青い池」は、町内有数の観光地であり、ビルケの森と一体となって町の魅力を発信する拠点箇所となっている。

この青い池に、観光情報及び防災情報の周知や地域特産品の販売といった機能を有する施設を設置し、観光拠点としてさらなる魅力向上を図るため、また、道の駅びえい「白金ビルケ」における自然体験提供施設として整備を進めてきたオートキャンプ施設の完成に伴い、当該施設の運用に必要な規定を追加し、本条例の一部を改正するもの。

2 施設の概要等

(1) オートキャンプ施設

キャンピングカーサイト 5区画

(1区画：L＝12メートル、W＝3.5メートル、電源・水道付)

(2) 青い池販売施設

木造平屋建 1棟

(面積 32.4平方メートル)

3 施設の管理・運営

指定管理者制度を活用する予定。

4 改正の概要

上記2の施設に係る規定（施設名、開設時間等、使用料）を加えるもの。

5 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において施行する。

○美瑛町白金観光拠点施設条例 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条及び第2条 【略】 (施設)</p> <p>第3条 (1) 及び (2) 【略】 (3) オートキャンプ施設 (4) 青い池販売施設</p> <p>第4条 【略】 (開設時間等)</p> <p>第5条 拠点施設の開設時間等は、別表第1のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>第1条及び第2条 【略】 (施設)</p> <p>第3条 (1) 及び (2) 【略】</p> <hr/> <p>第4条 【略】 (開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 拠点施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第18条第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合にあつては、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が開館時刻を繰り上げ、若しくは閉館時刻を繰り下げ、又は休館日を開館日とすることができるものとする。</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後6時まで (2) 休館日 12月31日から1月5日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。</p>
<p>第6条 【略】 (使用料)</p> <p>第7条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>	<p>第6条 【略】 (使用料)</p> <p>第7条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表 に定める使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2 【略】</p>

新	旧														
<p>第8条～第16条 【略】 (入館等の制限)</p> <p>第17条 町長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、<u>入館等</u>を断り、又は退去させることができる。 (管理の代行等)</p> <p>第18条 1及び2 【略】</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の使用料の額は、<u>別表第2</u>に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、<u> </u>、第6条から第11条まで、第13条、第15条及び第17条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">開設時間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">飲食施設 展示・物品販売 施設</td> <td style="text-align: center;">開設時間</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休館日</td> <td style="text-align: center;">12月31日から1月5日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開設時間等		飲食施設 展示・物品販売 施設	開設時間	午前9時から午後6時まで	休館日	12月31日から1月5日まで	<p>第8条～第16条 【略】 (入館の制限)</p> <p>第17条 町長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、<u>入館</u>を断り、又は退去させることができる。 (管理の代行等)</p> <p>第18条 1及び2 【略】</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の使用料の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、<u>第5条第2項</u>、第6条から第11条まで、第13条、第15条及び第17条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">飲食施設</td> <td style="text-align: center;">月額100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">展示・物品販売施設</td> <td style="text-align: center;">月額50,000円を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	飲食施設	月額100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。	展示・物品販売施設	月額50,000円を超えない額とし、別に定める額とする。
施設名	開設時間等														
飲食施設 展示・物品販売 施設	開設時間	午前9時から午後6時まで													
	休館日	12月31日から1月5日まで													
施設名	使用料														
飲食施設	月額100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。														
展示・物品販売施設	月額50,000円を超えない額とし、別に定める額とする。														

○美瑛町白金観光拠点施設条例 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新				旧	
オートキャンプ施設	利用時間	宿泊	午前10時から宿泊を終える日の午前10時まで		
		日帰り	午前10時から午後6時まで		
	閉鎖期間		11月1日から4月25日まで		
青い池販売施設	開設時間		午前9時から午後6時まで		
	閉鎖期間		11月1日から4月25日まで		
別表第2（第7条関係）					
施設名		使用料			
飲食施設		月額100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。			
展示・物品販売施設		月額50,000円を超えない額とし、別に定める額とする。			
オートキャンプ施設		1区画につき、月額3,500円を超えない額とし、別に定める額とする。			
青い池販売施設		月額30,000円を超えない額とし、別に定める額とする。			

美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町二地域居住体験住宅は、二地域居住を推進することにより本町の振興を図るために平成22年に設置し、平成25年までに水沢体験住宅を6棟整備した。また、平成29年にはビルケの森体験住宅を追加し、現在は7棟で運用している。

近年、二地域居住体験住宅の利用者は増加しており、そのため、平成30年11月に美瑛町立病院より購入した医師住宅を、体験住宅として使用すべく整備を進めてきたところであるが、当該住宅について本条例に追加し、新たに運用を開始するもの。

2 改正の概要

- (1) 名称及び位置を追加（別表第1（第2条関係））
- (2) 使用料の規定を追加（別表第2（第4条関係））

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

○美瑛町二地域居住体験住宅条例 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金		ビルケの森体験住宅	美瑛町字白金	
水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2		水沢体験住宅（大）	美瑛町字水沢春日台第2	
水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2		水沢体験住宅（中）	美瑛町字水沢春日台第2	
水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2		水沢体験住宅（小）	美瑛町字水沢春日台第2	
幸町体験住宅	美瑛町幸町3丁目1番34号				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
名称	使用料		名称	使用料	
	単位	金額		単位	金額
ビルケの森体験住宅	1月	80,000円	ビルケの森体験住宅	1月	80,000円
水沢体験住宅（大）		60,000円	水沢体験住宅（大）		60,000円
水沢体験住宅（中）		50,000円	水沢体験住宅（中）		50,000円
水沢体験住宅（小）		40,000円	水沢体験住宅（小）		40,000円
幸町体験住宅		60,000円			
備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。			備考 使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月とする。		

新	旧																														
<p>第5章 雑則 (事務の受託)</p> <p>第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。</p> <p>(管理者への委任)</p> <p>第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">管内</th> <th style="text-align: center;">市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（12）</td> <td>【略】石狩教育研修センター組合</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>、札幌広域圏組合【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（11）</td> <td>【略】檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局（12）</td> <td>【略】胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（12）	【略】石狩教育研修センター組合	【略】	、札幌広域圏組合【略】	【略】	【略】	檜山振興局（11）	【略】檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合	【略】	【略】	胆振総合振興局（12）	【略】胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合	【略】	【略】	<p>第5章 雑則</p> <p>(管理者への委任)</p> <p>第14条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支庁名</th> <th style="text-align: center;">市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（15）</td> <td>【略】石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（11）</td> <td>【略】檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局（12）</td> <td>【略】胆振東部消防組合、西胆振消防組合</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（15）	【略】石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合【略】	【略】	【略】	檜山振興局（11）	【略】檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合	【略】	【略】	胆振総合振興局（12）	【略】胆振東部消防組合、西胆振消防組合	【略】	【略】
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																														
石狩振興局（12）	【略】石狩教育研修センター組合																														
【略】	、札幌広域圏組合【略】																														
【略】	【略】																														
檜山振興局（11）	【略】檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合																														
【略】	【略】																														
胆振総合振興局（12）	【略】胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合																														
【略】	【略】																														
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																														
石狩振興局（15）	【略】石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合【略】																														
【略】	【略】																														
檜山振興局（11）	【略】檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合																														
【略】	【略】																														
胆振総合振興局（12）	【略】胆振東部消防組合、西胆振消防組合																														
【略】	【略】																														

○北海道市町村総合事務組合同約 新旧対照表

平成31年2月28日
第1回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
十勝総合振興局（24）	【略】南十勝複合事務組合 _____、十勝圏複合事務組合 【略】	十勝総合振興局（25）	【略】南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合 【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7【略】	【略】胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合【略】	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7【略】	【略】胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高東部消防組合【略】
8【略】	【略】	8【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】石狩教育研修センター組合_____ _____ _____ 、札幌広域圏組合【略】 檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部松山衛生センター組合【略】胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合【略】南十勝複合事務組合_____ _____ 、十勝圏複合事務組合【略】	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合【略】檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部松山衛生センター組合【略】胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高西部消防組合【略】南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合【略】
10【略】	【略】	10【略】	【略】